

令和6年第3回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日(月) 開会 午前 9時16分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 6番 宮岡康光 7番 上原和子

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第6号 入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 田中 勲 宇津木保男

齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩崎 聡
主 幹	河西 多郎
主 事	中島 健人

9. その他の出席者

農業振興課主幹	新 宜之
農業振興課主任	酒井 大

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第3回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、岩田浩推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番、宮岡康光委員、7番、上原和子委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第4号5番につきましては、8番、中村勝雄委員に対し、議案第4号6番につきましては、5番、清水裕司委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席させていただくことになります。

○議長

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第1号の1番について、ご説明を申し上げます。

1番、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

3月20日に、宮寺地区の岩田推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。また電話にて、本人よりお話をお聞きしました。

申請地は、案内図のとおり、市街地内に点在する農地です。

譲受人は認定農業者であり、1ヘクタール以上のお茶や野菜を栽培する農家です。

申請地は、引き続きお茶や野菜畑と使う予定であり、近隣に所有する本人の農地と合わせて耕作するとのことで、今後の耕作は支障ないと思われますが、ご審議の程よろしく願い申し上げます。

なお、岩田推進委員さんからは、現地を確認し、何の問題もありませんという旨の趣旨を伺っていることを申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号1番の、農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

清水委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であります。

申請地の耕作状況は、茶畑、一部野菜畑として利用していた農地であり、許可後は、茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、を議題いたします。

それでは、1番を議題いたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第2号の1番について、ご説明を申し上げます。

1番、当事者、筆数、面積、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては今月21日に、岩田推進委員と一緒に申請地に出向き、状況確認をして参りました。

申請地は、配布してあります議案案内図の通り、非農地を接道にして県道に接する場所で、東側に自己所有の畑があるのみで、隣接地は住宅となっており、宅地化が進んでいる地域内となります。

転用後の土地利用計画については、土地利用計画図の通り、北側の県道への接道のある自己用住宅用地となります。

本案件につきましては、追認申請となり、事前に事務局や県との調整が行われ、必要な是正措置が図られた上での、必要最小限での申請となっております。

また隣接する周囲の農地につきましては、自己所有の畑があり、その南側に農地が少しありますけれども、本件申請による影響はないものと思われますことから、転用申請はやむを得ないと思われますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の1番については、自己用住宅の追認による農地転用許可申請です。

追認の可否については、川越農林振興センターと協議した結果、やむを得ないものと判断されております。

都市計画法に関しては、既に建築物が建築済みの箇所であるため、本申請に関して開発許可等は不要の扱いとなっております。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成すること

ができると認められない」に合致いたします。

また、一般基準について予め事務局にて審査したところ、全て基準に合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることを、ご報告いたします。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第4号の1番について、ご説明を申し上げます。

1番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

3月22日に、的場推進委員と一緒に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、地区内にて野菜栽培をする基幹農家です。現耕作地は借受人家族3名、並びに臨時雇用3名等により耕作されております。

今回の申請地は、引き続き野菜畑として利用する予定です。

入間市で自作地、借入地を含め2.7ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機10台、トラクター4台、軽トラック3台などを必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に的場利夫委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場でございます。

3月22日、担当の野村委員と一緒に、現地の方の確認はさせていただきました。

今後も野菜畑としてのご利用の予定であることは確認できまして、野村委員の説明のとおり、特に問題はないかと思われますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第4号の1番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までどおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

野村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積はすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明をお願いします。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第4号の2番について、ご説明を申し上げます。

2番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

3月22日に、的場推進委員と一緒に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、地区内にて野菜栽培をする農家です。現耕作地は、借受人家族3名により耕作されております。

今回の申請地は、引き続き野菜畑として利用する予定です。

入間市で自作地、借入地含め1.2ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機2台、トラクター2台、普通トラック1台、軽トラック1台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に的場利夫委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場でございます。

3月22日に、野村委員と一緒に、現地の確認をいたしました。ちょうどその時作業をしている家族も見えまして、今後も野菜等の畑として利用するということでございました。

特に問題ないかと思いますので、野村委員の説明通りだと思います。よろしくご審議お願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第４号の２番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

野村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積はすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は１５０日以上であり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、３番を議題といたします。

担当１１番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員１１番（野村雅紀君）

１１番、野村です。議案第４号の３番について、ご説明を申し上げます。

３番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

３月２２日に、的場推進委員と一緒に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、地区内にて茶栽培する基幹農家です。現耕作地は借受人家族３名により耕作されております。

今回の申請地は、引き続き茶畑として利用する予定です。

入間市で自作地、借入地含め４ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機２台、乗用茶刈機２台、乗用防除機１台、軽トラック１台などを必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に的場利夫委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場でございます。

3月22日、野村委員と一緒に、現地確認をいたしました。

肥培管理の方等もしっかりしており、今後も茶園としての利用ということを確認しております。野村委員の説明の通りに、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第4号の3番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

野村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積はすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明をお願いします。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第4号の4番についてご説明を申し上げます。

4番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

3月23日に、齋藤推進委員とは別々に、耕作状況などを確認してきました。また本人から電話にてお話を伺いました。

借受人は、狹山市を中心に茶栽培する農家です。申請地は公共転用で貸し付けていたものが返却されたことに伴う申請となります。

今回の申請地は、許可後茶畑として利用する予定です。

狹山市、入間市で自作地4.3ヘクタール以上耕作しており、また農機具も乗用茶刈機2台、乗用防除機1台、トラック3台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われますが、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢・豊岡南地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢・豊岡南地区推進委員の齋藤です。

3月22日、担当の清水委員と別々に、現地と自宅訪問をさせていただきました。

今後は茶畑として利用する予定であり、清水委員の説明のとおり特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第4号の4番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積はすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、中村勝雄委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(中村委員 退席)

○議長

それでは、担当9番、荻野実委員、説明をお願いします。

○農業委員9番(荻野実君)

9番、荻野です。議案第4号の5番についてご説明を申し上げます。

5番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては、今月21日に、田中推進委員と一緒に申請地に出向き、適正に管理されていることを確認して参りました。

借受人は、宮寺地区を中心にお茶と野菜栽培をされている認定農業者で、ご家族2名で農業に従事され、今般の申請地は新たに野菜畑として利用する予定です。

また借受人は、自作、借入地含め2ヘクタール以上耕作しており、耕運機6台、トラクター1台、茶刈機1台、軽トラック1台など必要な農機具を所有しており、今後の耕作につきましても支障はないと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(田中勲君)

宮寺地区推進委員の田中です。

3月21日、担当の荻野委員と一緒に、現地の確認をいたしました。

今後は野菜畑として利用する予定であり、荻野委員の説明のとおり、特に問題はないと思われしますので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の5番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

荻野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積はすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、中村勝雄委員の退席を解除いたします。

(中村委員 着席)

○議長

次に、6番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、清水裕司委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(清水委員 退席)

○議長

それでは、担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番(荻野実君)

9番、荻野です。議案第4号の6番についてご説明を申し上げます。

6番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては、今月21日に、岩田推進委員と一緒に申請地に出向き、適正に管理されていることを確認して参りました。

借受人は、藤沢地区を中心にお茶栽培をされている基幹農家で、ご家族3名で農作業に従事され、今般の申請地はすべて茶畑として利用する予定です。

また借受人は、自作、借入地含め1.9ヘクタール以上耕作しており、耕運機4台、茶刈機4台、軽トラック2台など必要な農機具を所有しており、今後の耕作におきましても支障はないと思われますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の6番は、賃借権による新規の利用権設定でございます。

荻野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積はすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、清水裕司委員の退席を解除いたします。

(清水委員 着席)

○議長

次に、7番を議題といたしますが、7番から21番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、7番から21番までを一括議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、ご説明いたします。

議案第4号7番から21番までの案件は、貸付け希望者からの農地に関して「埼玉県農林公社」が農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行うことについて審議をお願いするものでございます。こちらについても、経過措置による利用権設定となります。

なお、この後の議案第5号の「農用地利用集積等促進計画の案」において、埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付け計画に係る意見について審議をお願いすることとなっておりますが、7番から9番につきましては、新規就農者のための研修地として借り受ける農地となりますので、「農用地利用集積等促進計画の案」には記載はございませんので、申し伝えさせていただきます。

議案書の貸付人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。中間管理機構である「埼玉県農林公社」が借り受ける農地は、所有者15名（共有者を含むと述べ16名）、筆数は18筆、総面積は2万4,904平方メートルになります。

利用権種類は、「使用貸借権」が7番から9番及び21番の4件5筆と、「賃借権」が10番から20番の11件13筆であり、利用権の設定期間は、議案書のとおりとなります。

借賃は、10アール当たり防霜ファンが設置されている農地は4,000円、設置されていない農地は2,000円でございます。

次に、本議案の審議要件でございますが、一般的な旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法第18条第3項第2号のただし書により、

1 点目として入間市の「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」に適合するか、2 点目として所有権を有する者の同意を得ているか、の2 点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は、入間市の定める「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の同意につきましても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

次に、担当 8 番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員 8 番（中村勝雄君）

8 番、中村です。

3 月 22 日に、宮寺地区にある 4 筆の農地の状況を、田中推進委員と一緒に確認してまいりました。

この 4 筆の農地については、適正に管理されており、今後野菜畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

また利用者は、定年退職後に〇〇〇〇〇〇〇〇へ入学し、この 3 月に卒業しました。

農機具等も買い揃え、また地域住民とも積極的にコミュニケーションを取っております。

これからの農作業には問題ないと思われますので、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

3 月 22 日、担当の中村委員と一緒に、現地の確認をいたしました。

今後は野菜畑として利用する予定であり、中村委員の説明のとおり、特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当１１番、野村雅紀委員、説明をお願いします。

○農業委員１１番（野村雅紀君）

１１番、野村です。

３月２２日に、木蓮寺地区にある２筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認してまいりました。

この２筆の農地について、管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

３月２２日に、野村委員と一緒に、２箇所の確認しております。

野村委員の説明のとおり、何ら問題はないと察しますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当７番、上原和子委員、説明をお願いします。

○農業委員７番（上原和子君）

７番、上原です。

３月２１日に、上谷ケ貫・西三ツ木・寺竹地区にある４筆の農地の状況を、三木推進委員と一緒に確認してまいりました。

１１、１２の上谷ケ貫地区におきましては、整地されており、いつでも耕作できる状態になっております。後に、畑として利用する予定になっているそうです。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

3月21日、上原委員と一緒に現地を確認しました。

委員の説明の通り、特に問題ないかと思しますので、ご審議よろしく願いいたします。

○議長

次に、担当10番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。

3月18日に、新久地区にある7筆の農地の状況を、間野推進委員と一緒に確認して参りました。

この7筆の農地について、管理された状態であり、今後、茶畑として耕作していくことに問題ないことをご報告いたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、間野哲委員、東金子・豊岡中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

3月18日、担当の久保田委員と一緒に現地を確認しました。

今後は、茶畑として利用する予定であり、久保田委員の説明の通り、特に問題はないかと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。

3月20日に、下谷ヶ貫付近にある1筆の農地の状況を、豊泉推進委員とは別々に確認してまいりました。

この1筆の農地について、綺麗に整地管理された状態であり、今後、茶畑として耕作していくことに問題ないことをご報告いたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

3月22日、担当の中島委員と別々に現地を確認しました。

中島委員の説明の通り、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員から説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで暫時、休憩をいたします。

休憩 午前9時58分

（農業振興課職員 前方に移動）

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午前10時00分

○議長

続いて、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案ですが、賃借権及び使用貸借権の設定を受ける者について事務局より説明を受け、皆様からご意見をいただいた後に、計画の案に対する農業委員会の意見を集約していきたいと思います。

それでは、1 番から 1 4 番までの案件について、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について」

「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、借受申出案件（令和 6 年 3 月分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。」

「別紙 1 のとおり」 でございます。

ご説明するのに先立ち、補足説明を申し上げます。令和 5 年 4 月 1 日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正がございましたが、公社を介した権利設定の手法について、経過措置期間において入間市では従来踏襲型を採用し、配分計画が促進計画に置き換わる事を除き従来同様の流れとなっております。

それでは、ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画は、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について入間市が借り手を選定し、まとめたものでございます。

市では、この農用地利用集積等促進計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものでございます。

「別紙 1」の「令和 5 年度第 5 回農用地利用集積等促進計画（案）」をお開きください。

1 番から 1 3 番の賃借権の設定を受けるものは、全筆、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社であり、利用内容は茶畑であります。設定する権利の種類、貸借期間は、「別紙 1」資料のとおりであります。

借賃は、1 0 アール当たり、防霜ファンが設置されている農地は 4, 0 0 0 円、設置されていない農地は 2, 0 0 0 円で計算されております。

借受け希望者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社は、〇〇〇〇〇を母体として設立された〇〇〇〇〇〇株式会社が出資し、平成 2 7 年 3 月に設立された農業法人です。

法人としての経験年数は 9 年程ではございますが、生産部門を取り仕切る役員は約 2 5 年にわたり製茶経営に携わった経験者で、茶の栽培や加工、地域の実情も熟知しております。製茶工場は〇〇地内にあり、借入地までの所要時間は 1 0 分ほどでございます。

借受け希望者は、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、金子地区の農地を守っていきたいと考えており、これまでの実績からも借受け希望者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

また、14番の使用貸借権の設定を受けるものは、新規就農者であり、利用内容は野菜畑であります。設定する権利の種類、貸借期間は、「別紙1」資料のとおりであります。

借受け希望者である新規就農者（〇〇〇〇氏）は、入間地域明日の農業担い手育成塾での2年間の研修期間を終え、昨年7月に認定新規就農者の認定を受けている露地野菜農家です。販路は宅配や直売所が中心であり、営農地区は金子、東金子地区となっております。

なお、令和5年4月の第4回の農業委員会総会において、農用地利用集積等促進計画の案の承認を受けている方です。

新規就農者として今後経営規模拡大の見込まれるものであり、農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、1番から14番までの案件について、皆様にご意見を伺います。何かございませんか。

（宮岡委員 挙手）

○農業委員6番（宮岡 康光君）

13番までの合計の面積はいくらになるんですか。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への貸付の。

それと、今回のものを含めて現状どのくらいになるのか、お願いします。

○農業振興課

農業振興課、酒井です。よろしくお願いします。

今回の借り受け農地は13筆、1万8,065平米。1.8ヘクタールになります。

これまでが535筆、62ヘクタールだったんですが、今回と合わせますと、548筆、63.8ヘクタールになります。以上です。

○議長

よろしいですか。

他に何かございませんか。

○農業委員 6 番（宮岡 康光君）

これは、目標は 100 ヘクタールと聞いているのですが、それで間違いないですか。

○農業振興課

はい。間違いないです。

○議長

他にありませんか。

それでは農業委員会としての意見をまとめたいと思います。よろしいですか。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

ここで、農業振興課職員は退席を願います。ありがとうございました。

○農業振興課

ありがとうございました。

（農業振興課職員 退室）

○議長

続いて、議案第 6 号 入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定について、を議題といたします。

初めに、事務局から説明をお願いします。

○事務局

はじめに、議案を読み上げます。

議案第 6 号、入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定について。

「令和 6 年度の目標（案）」別紙 2 のとおり。

それでは、令和 6 年度の目標（案）の主な点をご説明させていただきます。

目標案につきましては、令和 5 年度に立てた目標を基本として、現状と実績を踏まえ、策定しております。

別紙 2 の「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等」の 1 ページ目をご覧ください。

1 には、農業委員会の現在の体制として、農業委員数等の記載と、2 には、農家・農地等の概要として、2020 年に実施した農林業センサスに基づいた農家数や農業者数等が記載されております。

続いて、2 ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」をご覧ください。

「(1)農地の集積」の「②目標」について、ご説明いたします。

表の中段、左側にございますが、令和5 年度の新規集積面積の目標は、23.05 ヘクタールとなっております。これは、令和12 年度末の目標集積面積を、現在の農地面積の半分である413.5 ヘクタールとして掲げているため、そこから既に集積面積を引き、目標設定期間である9 年間で割ったものを目標数値といたしました。

次に、「(2)遊休農地の解消」の「②目標」について、ご説明いたします。

令和6 年度の目標解消面積は、「a 緑区分の遊休農地の解消目標面積」として0.72 ヘクタールとなっております。これは、令和5 年度の遊休農地のうち、草刈り等で耕作が可能となる遊休農地の解消目標面積で、作成要領で示す令和3 年度遊休農地面積3.61 ヘクタールの5 分の1 の面積とすることからの算出によるものです。

また、耕作が可能となるには基盤整備等が必要な「b 黄区分の遊休農地の解消」のための工程表の策定方針として、「直ちに耕作できない状況を鑑みて、個別の農地状況を踏まえて解消できる方策を検討していく。」といたしました。

最後の、「イ 新規発生遊休農地の解消」の0.29 ヘクタールについては、令和5 年度に新規発生した遊休農地2.57 ヘクタールから算出したものです。

3 ページの、「(3)新規参入の促進」の「②目標」について、ご説明いたします。

新規参入者への貸付等について公表する農地面積を、2.66 ヘクタールとしております。これは、過去3 年度の権利移動面積の平均の1 割以上を記載することとなっておりますので、その数値を記載しました。

次に、「2 最適化活動の活動目標」について、ご説明いたします。

まず、「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、令和5 年度と同じ、月あたり7 日としております。現委員の活動記録簿の記録状況も鑑みて、昨年度と同じ日数といたしました。

次に、「(2)活動強化月間の設定目標」について、ご説明いたします。

取組時期と項目については、表にあるとおり、7月及び10月には農地パトロールを実施いたしますので、「② 遊休農地の解消」としております。

次に、「(3)新規参入相談会への参加目標」について、ご説明いたします。

こちらは、令和5年度と同じく、都内で行われる「新・農業人フェア」に2名が参加としております。

今後のスケジュールでございますが、ご審議をいただきました内容にて、県を通じて国へ報告をさせていただきます。また、併せて市の公式ホームページにおいてこの内容を公表させていただく予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

ただいま、事務局から説明がありました。何かご意見等がございましたらお願いいたします。

(岩崎事務局長 挙手)

○事務局

すみません。補足で説明させていただきます。

1ページ目のところの農業委員さんの現在の体制、これは、こちらに載っているとおりのようなことで、人数と数値の関係でございます。

一番は、2ページ目のところですね、上段のところはこれ、集積の関係でございます。集積ですので農地の方を、ある中心的な形態の方の方に集めていくというようなことになってくると思うのですが、実際には②の目標のところ、令和12年度ということで目標年度がございまして、これの半分を集積していくというのが県の目標でもございますので、入間市も同じような考え方をとっております。そこで先ほど河西から説明があった通り、今、入間市の方の耕作の面積が827ヘクタールありますから、この半分の約410ヘクタール、これを令和12年度までに目標として、達成しなくてはいけない、達成しようということがございますので、少し今年度の新規の集積面積が23.05ヘクタールということで、高い数字かもしれませんが、ちょっとこれを目標にですね、皆さんで頑張っていこうというようなことでの数字になっております。そのような意味合いでございます。

それとその下のところ、中段から下のところが遊休農地の解消ということで、これにつきましては、日頃皆さんの方が、農地の方の適正管理の関係で指導いただいたり、農地パ

トロールをしていただいて、大分改善はしてきているのですが、実情としては、半分はこれまでの遊休農地が解消されて、また半分は新規で発生しているという状況があるので、なかなかゼロになるということではないのですが、ぽつぽつと解消していこうということで、県の方の作成要領に従っての数字が入っているような形になっております。

あと、隣の３ページ目になりますと、中段のところに、１人当たりの活動日数、これが月に７日と書いてありますが、なかなか皆さん生業をやりながらの活動ですので、７日間とか７回というんですかね、なかなか難しいところもありますが、高い設定をしてですね、目標を高くして、入間市の方が取り組んでいくという姿勢を見せたいということもございまして、昨年度と同じ月７日ということで、目標の方は設定させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長

ご質問でもいいですが、何かございませんか。

(野村委員 挙手)

○農業委員 １１番（野村雅紀君）

１１番、野村です。

相続でもって不動産が移転した場合、相続登記しなくてはいけないというような法改正ができたと思うのですけれども、それに伴って、遊休農地、不耕作地で所有者不明というような農地が入間市にどのくらいあるのか。あるかどうかですね。

○事務局

今実際のところですね、農地の相続があった場合、農家台帳の方で、基本的に資産税課の方の課税の台帳と連動しているのですが、課税がない方は、なかなかちょっと追えないところもございまして、実際相続があって本人が亡くなった場合相続登記されてない場合もあるかと思うので、正直なかなか追いきれない部分でございまして。市内に在住の方でそういう方が分かれば、３条の３の届出というのが全国的に行われているものですけど、そういうところの働きかけなどを通じて、所有権移転の方の働きかけというのをやっているところです。件数的なものですが、今１件、〇〇〇〇〇〇さんの貸付の関係で、今ちょっと不明所有者もちょっと確認している案件があるのですが、それ以外の実際には目に見えてないところで、そういう事案というのがあると思うのですが、正直その件数がどれくらいかというのは、なかなか把握できないという状況でございまして。ただ地区内の委員

さん達の方で、もし相続があつて相続等があつた場合については、農業委員会の方に3条の3の届出という制度がございますので、農業委員会だよりの中にも記載がございますが、そういう中で、事務局としても働きかけをしますが、委員さんの方々にもちよつとご協力いただいて、そういうものを促すことをお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

○農業委員 11 番（野村雅紀君）

わかりました。

○議長

よろしいですか。

何かほかにございませんか。

○議長

それでは、お諮りいたします。

本件について、原案の通り承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については4件。

それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により、報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時22分